

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	下二俣 (下二俣)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

下二俣町では農家戸数41軒のうち、35軒が農事組合法人百笑倶楽部の正会員である。また個人担い手は4軒あり、残り2軒は個人担い手に耕作を依頼している現状である。現在集落営農及び個人担い手も40歳から60歳代までの人数構成はま とまっているものの、今後年数を重ねていくと担い手数が少なくなることが予想されるので、農地集積については十分な話し 合いを継続していくことが必要と考察する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ栽培方法を確立する。集落営農では水稻・大麦・大豆収穫の作業工程を確立し、場合によっては畑 作物等の栽培も再開する予定である。地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	39.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農業委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在の体制を保持しつつ、農業関連事業者との連携を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
予定なし

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				